

養父市立大屋小学校いじめ防止基本方針

養父市立大屋小学校

はじめに

本校は、平成 18 年 4 月に旧町内 4 校が統合してできた学校である。美しい山々に囲まれ、自然豊かな中で、芸術、福祉施設が点在し、無形・有形文化財が大切に保護され、教育環境に恵まれている。

本校児童は、明るく素直で思いやりのある児童が多い。保護者は、あいさつができ、命を大切にし、思いやりの心を持ち、元気な児童の育成を願っている。かいこの飼育、わはは牧場見学、大屋作業所との交流、年 2 回の地域交流会など、地域交流を積極的に進める教育活動を行い、ふるさとへの郷土愛を育むために地域と連携・協力し、大屋っ子を育成することをめざしている。

その基盤となるのは、すべての児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、また、家庭・地域と連携を深め、いじめを許さない学校づくりを推進していくことである。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「大屋小学校いじめ防止基本方針」を定めている。今回、「いじめ防止対策推進法」第 13 条規定、国の「いじめの防止等のための基本方針」及び「兵庫県いじめ防止基本方針」、「養父市いじめ防止基本方針(改訂版)」の内容を踏まえ、これまで示してきた事項を改めて確認し、学校内での組織的な対応や、家庭・地域・関係機関との連携を一層図るため、いじめ防止等の対策の基本的な方針を改定し策定を行った。

第 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策に関する基本理念はつぎのとおりとする。

- 1 いじめは、全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、全ての大人や児童がいじめを認識しながら決して放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、学校総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

児童が未来へ明るい希望を抱き、心身ともに健康で豊かな人間性を備えて成長していくことは、私たち大人にとって普遍的な願いである。したがって、私たち大人は、児童にとって安全・安心な学びの場と、心の居場所となる心安らぐ生活の場を提供することが重要である。その中で、児童は、学習活動をはじめとして様々な活動を通し、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけ、いじめの問題をはじめ様々な課題を乗り越える力を獲得するものである。

そのために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を強く認識し、一体となり、児童の健全な成長のために取り組むことが大切である。そして、学校は、教職員の情熱と、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会との連携の中核となり、いじめの問題の克服に向けた取組を進めなければならない。

2 いじめの定義といじめの理解

いじめとは、児童（生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている中間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、直ちに警察に通報することが必要なものがふくまれる。教育的な配慮や被害者の意向を踏まえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

このいじめの定義を受け、いじめの理解について基本的な認識をあげる。

- ・いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の様態により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- ・いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ・いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者もいる。この傍観者から仲裁者あるいは信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

第3 いじめ防止等に関する本校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

（1）いじめ防止基本方針

「学校いじめ防止基本方針」は、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制をここに定める。なお、策定見直しに当たっては本校職員のみならず、児童、保護者、地域住民と話し合う機会を設け、意見を取り入れるように努める。

（2）いじめ対応チーム等の校内組織

いじめ問題の対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が必要である。そのため、学校はいじめの防止等のため、中核となる校内組織を設置する。

・日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

・未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

・組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

2 未然防止

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

○児童に対して

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・周りの子どもたちへの対応
どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

○教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・児童同士、児童と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、児童が主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を行う。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、児童会等の児童自身の手による取組を促す。

- ・校内研修で「いじめ対応マニュアル〈改訂版〉」「いじめ未然防止プログラム」（兵庫県教育委員会作成）を活用した校内研修やいじめの事例研究を行い、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。またスクールカウンセラーによる研修を実施し、児童理解を深める。

○保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校の諸活動や児童の様子について、積極的に発信する。

3 いじめの早期発見

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。月1回のアンケート調査や教育相談を実施し、児童の実態把握に努める。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生活指導部等で気付いたことを共有し、場合によってはいじめ対応チームを招集し、組織的な対応を行う。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

4 いじめの早期対応

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心にいじめ対応チームを招集し、全ての教職員と対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

（１）正確な事実把握

- ア 当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細な記録を取る。
- イ 関係職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。

（２）指導体制、方針の決定

- ア 指導のねらいを明確にする。
- イ 全ての教職員と共通理解を図る。
- ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
- エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

（３）児童への指導・支援

〈被害児童への対応及び支援〉

被害児童の対応にあたっては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者との連絡の上、以下のような対応及び支援を講じていくことが必要である。

- ア 児童の心的な状況を十分確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことを伝え、出来る限りの不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の職員で正確に聞きとる。
- イ 被害児童にとって信頼できる人物と連携しながら、寄り添える体制を構築し、状況に応じて外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ウ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境を整備する。
- エ 被害児童と加害児童との関係改善を望む場合には、職員や保護者等同席の上、謝罪・和解の会を開くなどして関係修繕を図る。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも継続して見守り、十分な注意を払いながら、状況を保護者に知らせるなど必要な支援を行う。

〈加害児童に対する措置〉

加害児童に対しては、人格の成長を旨とし、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ア いじめたとされる児童から、複数の職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、学校は組織的に対応し、いじめとして事実を知らせ、再発防止の措置を講ずる。
- イ 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- ウ 加害児童が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- エ 児童のプライバシーなど個人情報の取り扱いに留意し、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導のほか外部機関との連携と措置を含めて対応する。

〈集団への働きかけ〉

いじめについては当事者だけの問題ととどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係でなく、「観衆」としての存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されていくよう指導する。

特に「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りに努める。

(4) 保護者との連携

- ア 直接会って具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
- イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- エ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。

(5) 事後の対応

- ア スクールカウンセラーや養護教諭等の相談を通して、いじめを受けた児童の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで、継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに、誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童の状況に応じて、適切な関係機関との連携を進める。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

- ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を原則として禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ア 児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- イ SNSの利用、掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者への啓発活動と使い方のルールの指導を繰り返し行う。

(3) 発生時の対応について

- ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- イ 被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令

を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

6 家庭や地域との連携

- (1) 家庭との連携 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携の強化が重要である。
- (2) 地域との連携 児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取組などへの参加を促す。

7 家庭や地域との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携することが重要である。いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや民生児童委員等の協力を得る。いじめを受けた児童生徒の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の意味（法 第 28 条第 1 項）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童の状況に 着目して判断する。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 学校による調査

(1) 重大事態の報告

すみやかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

(2) 調査を行うための組織

「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事案の様態に応じて当該いじめ事案の関係者と直接的関係又は特別の利害関係を有しない者について、外部の専門機関から推薦等の参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に 明確にする。その際、学校は、事実をしっかり向き合う姿勢が重要である。

(4) いじめを受けた児童その保護者に対する情報の提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会と連携し、養父市個人情報保護条例等を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(5) 調査結果の報告

学校は、調査結果について教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

3 再調査及び結果を踏まえた措置

(1) 再調査

教育委員会から報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項の規定に従い、報告された調査の結果について「養父市いじめ防止総合対策委員会」を設置し、再度調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者でない者(第三者)について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、養父市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生予防のために必要な措置を講ずる。また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を市議会に報告しなければならない。

第5 いじめ防止等の検証及び見直し

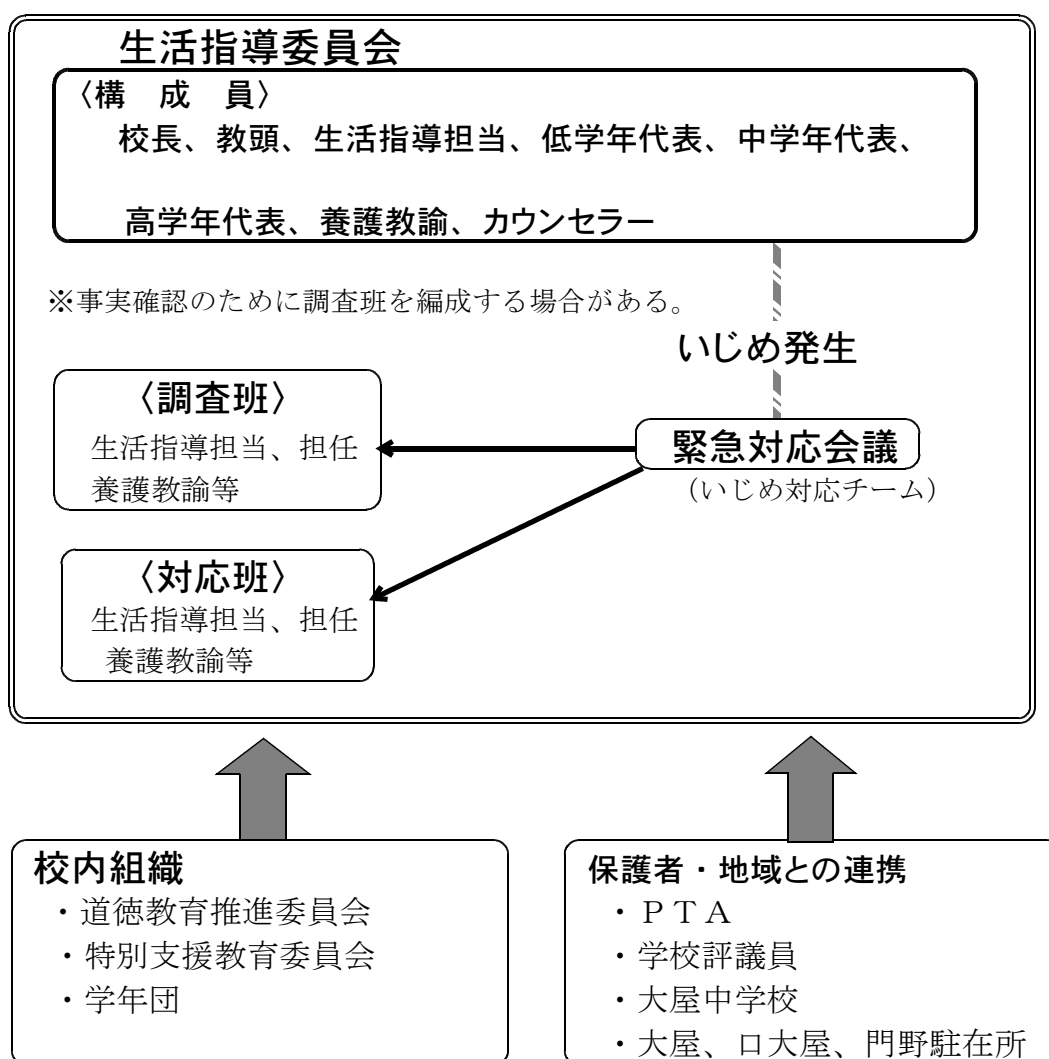
誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会、学年懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、学校全体で総合的に検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをする。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「生活指導委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「生活指導委員会」を設置する。
- 3 「生活指導委員会」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことがないよう、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

【生活指導委員会の構成員】



※生活指導委員会の会議は、原則として毎月開催する。

※いじめ事案の発生時は、即座に生活指導委員会を招集する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 1 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- ☐ 2 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする。
- ☐ 3 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- ☐ 4 特定の児童だけの机の間隔が他の児童と開いている。
- ☐ 5 グループ分けをすると特定の子どもだけが残ってしまう。
- ☐ 6 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けないう雰囲気がある。
- ☐ 7 些細なことで特定の子どもを冷やかしたりするグループがある。
- ☐ 8 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- ☐ 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔をうかがっている子どもがいる。
- ☐ 10 授業中に、特定の子どもに消しゴム等を投げている。

いじめられている子

- ☐ 11 いつもみんなの行動を気にして、目立たないようにしている。
- ☐ 12 休み時間、一人であることが多い。
- ☐ 13 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- ☐ 14 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ☐ 15 友だちに悪口を言われても、言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- ☐ 16 班編成の時に孤立しがちである。
- ☐ 17 学習意欲が減退し、忘れ物が。増える
- ☐ 18 教職員の近くにいたがる。
- ☐ 19 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- ☐ 20 靴箱のくつを違う靴箱に入れられたり、隠されたりする。
- ☐ 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- ☐ 22 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- ☐ 23 ひとりで離れて掃除をしている。
- ☐ 24 常にゴミ捨ての当番になっている。
- ☐ 25 ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- ☐ 26 手足に傷やあざがある。
- ☐ 27 服にクツ跡がついている。
- ☐ 28 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている生徒

- ☐ 29 教職員によって態度を変える。
- ☐ 30 教職員の指導を素直に受け取らない。
- ☐ 31 グループで常に行動し、他の子どもに指示を出す。
- ☐ 32 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- ☐ 33 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉を使う。

年間指導計画

別紙3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員・研修等 会議	生活指導委員会 年間指導計画立案 職員会議※2 保護者向け啓発活動 ※3	生活指導委員会	生活指導委員会	生活指導委員会 保護者向け研修会 いじめ防止(サイバー関係) 講演会	生活指導委員会 教職員研修会① カウンセリングマインド研修 教職員研修会② 小中連携QUテスト研修会	生活指導委員会
未然防止へ向けた取組	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり※4 いじめの未然防止に関する職員研修会	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり 小中一貫会議による情報収集 学校評議員会①	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり		子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり
早期発見へ向けた取組	教育相談 ふりかえりカード※5 家庭訪問	教育相談 ふりかえりカード	教育相談 ふりかえりカード QUテスト 生活アンケート	教育相談 ふりかえりカード 個別面談(保護者)①		教育相談 ふりかえりカード
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員・研修等 会議	生活指導委員会	生活指導委員会	生活指導委員会	生活指導委員会 教職員研修会③ カウンセリングマインド研	生活指導委員会	生活指導委員会 本年度の反省と課題
未然防止へ向けた取組	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり※4	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり 生活アンケート	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり	子どもを語る会 学校評議員会② 学級づくり 人間関係づくり 「道徳・命の授業」 (全学年対象)	子どもを語る会 学級づくり 人間関係づくり
早期発見へ向けた取組	教育相談 ふりかえりカード	教育相談 ふりかえりカード	教育相談 ふりかえりカード 個別面談(保護者)②	教育相談 ふりかえりカード	教育相談 ふりかえりカード	教育相談 ふりかえりカード

※1 緊急対応会議:事案発生時には、生活指導委員会による緊急対応会議(いじめ対応会議)の開催で対応する。

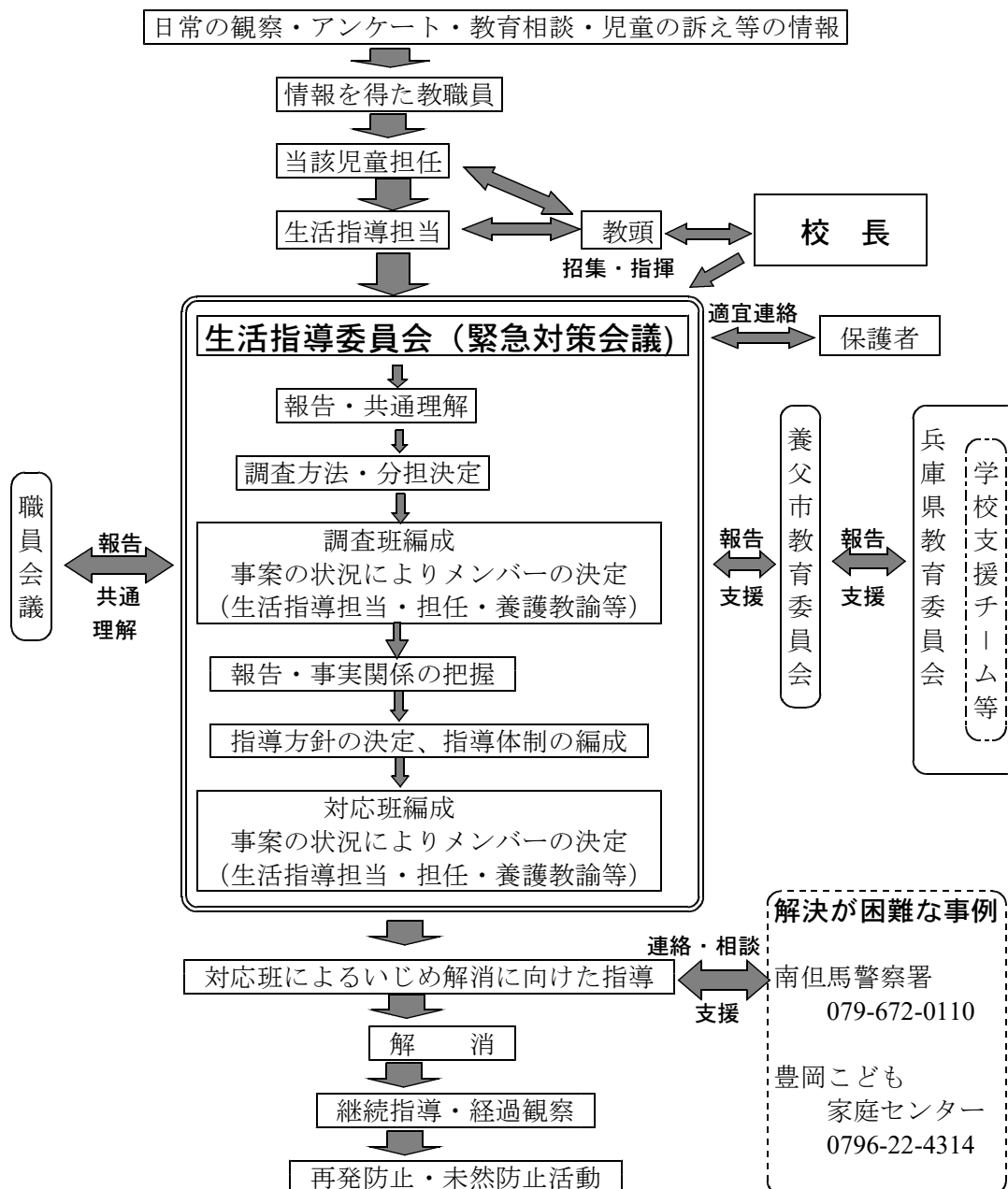
※2 職員会議において、いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※3 PTA総会において、学校の指導方針を保護者へ周知する。

※4 宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進める。

※5 いじめの実態を把握するためのもので、原則として月に1回実施する。

組織的対応



※生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は、情報の窓口を一本化する。